

報告書案に対するご意見と修正の一覧（誤字等に係るご指摘については省略）

ページ番号	ご意見	修正
18	家畜の排せつ物からバイオマス燃料等の可燃物を製造する施設のほか、排泄物を加熱処理する施設についても追加する必要がある。	「排泄物を加熱処理する施設」を追記しました。
18	畜産関係者等に誤解や混乱のないように周知が必要である。	「4 今後の課題」(P35)に「畜産関係者等への分かりやすい周知」を追記しました。
21	「直接地上へ通じ、又は屋外階段へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものであること」については、①吹き抜け構造を有することにより直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができる場合や、②2階部分の避難上有効な開口部に屋外階段等があり、直接地上へ避難できる場合が考えられることを明示しておく必要がある。	「※吹き抜け構造を有することにより直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができる場合や、2階部分の避難上有効な開口部に屋外階段等があり、直接地上へ避難できる場合が考えられる。」を追記しました。
24	「畜舎等の周囲」とあるため、意味が不明瞭となっている。畜舎等の相互間においても6mを超える距離が必要である場合は、その旨明記しておく必要がある。	「※特例基準の対象とする畜舎等が複数存し、当該畜舎等がいずれもイの要件を満たす場合は、相互間の距離は6m以内とすることができる。」を追記しました。
24	同一敷地内に存するとの要件は削除する必要がある。	ご指摘のとおり修正しました。
33	委員会で示された、「養豚の渡り廊下（家畜防疫のために豚舎間をつなぐ）の例のような場合」（昭和50年消防安第26号に適合）が除外されることのないようにする必要がある。	「なお、運用基準（昭和50年消防安第26号）（資料7参照）により既に別の建物（別棟）と取り扱われているものについては、引き続き、別の建物（別棟）と取り扱うべきである。」と追記しました。
33	周知に当たり、図で示すなど、畜産関係者等に誤解や混乱のないような対応が必要である。	「4 今後の課題」(P35)に「畜産関係者等への分かりやすい周知」を追記しました。
33-34	「間仕切壁」は要件から削除する必要がある。	要件から間仕切壁を削除しました。
33-34	「防煙壁」について、「天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効果のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもの」（消	「※「防煙壁」とは、「天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効果のあるもので、

	<p>防法施行規則第30条第1項イ)を意味する旨明確にしておく必要がある。</p>	<p>不燃材料で造り、又は覆われたもの」(消防法施行規則第30条第1項イ)をいう。」を追記しました。</p>
34	<p>渡り廊下等で接続する畜舎等に避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない場合は、渡り廊下等の部分に開口部を設ける必要がある。</p>	<p>接続する畜舎等のいずれかが、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない構造である場合は、開口部を設けることを追記しました。</p>
35	<p>警防計画の策定にあたり、消防本部等と畜産関係者等との間で見解の相違が生じ、結果的に過大な投資となってしまうことのないよう、十分な配慮が必要である。</p>	<p>「なお、畜舎等の関係者が過大な投資を伴うことのないよう留意が必要である。」を追記しました。</p>

(以上)